

口大医管第 12 号
平成 29 年 6 月 16 日

治験依頼者 各位

国立大学法人山口大学医学部附属病院
病院長 杉野 法広
(公印省略)

受託研究経費における間接経費の率の変更に伴う
治験及び製造販売後調査の算定方法の変更について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび本学では研究活動を支える研究基盤の充実等のため、受託研究等の間接経費の取扱いについて見直しが行われました。これに伴い、平成 29 年 7 月 1 日以降に新規申請、締結する受託研究契約については間接経費が 20%から 30%に変更となります。(詳細は参考資料参照)
なお、平成 29 年 6 月 30 日以前に原契約を締結している治験及び製造販売後調査における契約については、平成 29 年 7 月 1 日以降何らかの経費変更手続き(症例追加契約等)が生じた際には変更契約締結時に間接経費 30%が適用されます。
ご理解とご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

・受託研究に係る間接経費

(改定前) 直接経費の 20% → (改定後) 直接経費の 30%

(添付資料)

平成 29 年度 治験および製造販売後臨床試験の受託研究経費の算定方法

(参考資料)

共同研究及び受託研究に係る各種改正について(平成 29 年 3 月 24 日)

(URL:http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/sangaku/?page_id=74)

(担当) 〒755-8505 宇部市南小串 1-1-1
山口大学医学部附属病院
臨床研究センター事務局
木村、橋阪、畠中
Tel : 0836-22-2428
E-mail : me223@yamaguchi-u.ac.jp